

デイサービスセンター 万葉塾

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(佐野市指定 第0970401030号)

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 常盤福祉会
- (2) 法人住所 栃木県佐野市堀米町 1336-1
- (3) 代表者名 理事長 廣澤 英次

2 事業者の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護 平成 19 年 5 月 1 日指定 (平成 28 年 4 月 1 日変更)
介護保険法に基づく第 1 号通所事業 平成 30 年 4 月 1 日指定
佐野市指定 第 (0970401030) 号
- (2) 事業所の目的 佐野市介護予防・日常支援総合事業指定事業者 平成 30 年 4 月 1 日指定
地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護及び第 1 号通所事業サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称：デイサービスセンター 万葉塾
- (4) 事業所の所在地：栃木県佐野市堀米町 1336-1
- (5) 電話番号：(0283) -20-1331
- (6) 事業所長・管理者：小林 美代子
- (8) 当事業所の運営方針
 - ① 本事業所において提供する地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとします。
 - ② 契約者の人格を尊重し、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、契約者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、契約者が必要とする適切なサービスを提供します。
 - ③ 契約者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
 - ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
 - ⑤ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- (8) 開設年月日：平成 19 年 5 月 1 日
- (9) 実施地域：佐野市
- (10) 営業日及び営業時間：毎週 月曜日～土曜日 (12 月 30 日から 1 月 3 日を除く)
サービス提供時間 午前 8：30～午後 17：30
- (11) 利用定員：18 名

3 職員の配置状況

- ・当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

管理者：1名、看護職員：2名以上、生活相談員：2名以上、介護職員：3名以上

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

別記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じた自己負担額をお支払いください。

介護保険負担割合証の利用者負担の割合によっては変更となります。

※ご契約者が要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。

介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます。(償還払い)

また、居宅サービス計画の作成の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険における給付に変更があった場合、変更された額に合わせご契約者の負担額の変更をします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ①当事業所では、管理栄養士の献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・食事代：700円

- ②レクレーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- ・参加費：材料代等の実費をいただきます。

- ③公文学習療法（認知症及び、認知機能の維持・改善）

- ・学習療法士により、前頭葉機能検査・認知障害測定検査を行い、検査結果に応じてご契約者に合った教材で学習療法を実施します。「読み・書き・計算」などの簡単な学習を通して、認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能などの維持・改善を図ります。

- ・教材費の一部をご負担頂きます：1,100円/月

- ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

- ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用負担で、ご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※理美容代：実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、月末締めで計算し、翌月10日までに請求書を発送いたしますので25日までに指定口座へお振込みください。(自動引き落としの場合は27日(土日・祝日にあたる場合は翌日営業日)にて指定口座より引き落としします。)

- ☐ 現金支払い ☐ 指定口座へ振り込み(振込手数料はご契約者負担とさせていただきます。)
- ☐ 金融機関から自動引き落とし

銀行名：足利銀行 本店（普通） 口座番号：4169347

口座名：社会福祉法人常盤福祉会 とぎわ 理事長 廣澤英次

デイサービスセンター万葉塾 利用料金表

令和7年4月

地域密着型通所介護（要介護） 日額

① 3時間以上4時間未満 () 2割負担料金 【 】 3割負担料金 単位：円

要介護度	基本利用料金	入浴介助加算Ⅰ	食事代	合計金額（入浴介助加算Ⅰの場合）
要介護1	416（832）【1,248】	40 （80） 【120】	700	1,156（1,612）【2,068】
要介護2	478（956）【1,434】			1,218（1,736）【2,254】
要介護3	540（1,080）【1,620】			1,280（1,860）【2,440】
要介護4	600（1,200）【1,800】			1,340（1,980）【2,620】
要介護5	663（1,326）【1,989】			1,403（2,106）【2,809】

※所定単位数に介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として9.0%が加算されます。

※所定単位数に科学的介護推進体制加算として40（80）【120】単位/月が加算されます。

② 4時間以上5時間未満 () 2割負担料金 【 】 3割負担料金 単位：円

要介護度	基本利用料金	入浴介助加算Ⅰ	食事代	合計金額（入浴介助加算Ⅰの場合）
要介護1	436（872）【1,308】	40 （80） 【120】	700	1,176（1,652）【2,128】
要介護2	501（1002）【1,503】			1,241（1,782）【2,323】
要介護3	566（1,132）【1,698】			1,306（1,912）【2,518】
要介護4	629（1,258）【1,887】			1,369（2,038）【2,707】
要介護5	695（1,390）【2,085】			1,435（2,170）【2,905】

③ 5時間以上6時間未満 () 2割負担料金 【 】 3割負担料金 単位：円

要介護度	基本利用料金	入浴介助加算Ⅰ	食事代	合計金額（入浴介助加算Ⅰの場合）
要介護1	657（1,314）【1,971】	40 （80） 【120】	700	1,397（2,094）【2,791】
要介護2	776（1,552）【2,328】			1,516（2,332）【3,148】
要介護3	896（1,792）【2,688】			1,636（2,572）【3,508】
要介護4	1,013（2,026）【3,039】			1,753（2,806）【3,859】
要介護5	1,134（2,268）【3,402】			1,874（3,048）【4,222】

④ 6時間以上7時間未満 () 2割負担料金 【 】 3割負担料金 単位：円

要介護度	基本利用料金	入浴介助加算Ⅰ	食事代	合計金額（入浴介助加算Ⅰの場合）
要介護1	678（1,356）【2,034】	40 （80） 【120】	700	1,418（2,136）【2,854】
要介護2	801（1,602）【2,403】			1,541（2,382）【3,223】
要介護3	925（1,850）【2,775】			1,665（2,630）【3,595】
要介護4	1,049（2,098）【3,147】			1,789（2,878）【3,967】
要介護5	1,172（2,344）【3,516】			1,912（3,124）【4,336】

⑤ 7時間以上8時間未満

() 2割負担料金 【 】 3割負担料金

単位：円

要介護度	基本利用料金	入浴介助加算 I	食事代	合計金額（入浴介助加算 I の場合）
要介護 1	753 (1, 506) 【2, 259】	40 (80) 【120】	700	1, 493 (2, 286) 【3, 079】
要介護 2	890 (1, 780) 【2, 670】			1, 630 (2, 560) 【3, 490】
要介護 3	1, 032 (2, 064) 【3, 096】			1, 772 (2, 844) 【3, 916】
要介護 4	1, 172 (2, 344) 【3, 516】			1, 912 (3, 124) 【4, 330】
要介護 5	1, 312 (2, 624) 【3, 936】			2, 052 (3, 404) 【4, 756】

⑥ 8時間以上9時間未満

() 2割負担料金 【 】 3割負担料金

単位：円

要介護度	基本利用料金	入浴介助加算 I	食事代	合計金額（入浴介助加算 I の場合）
要介護 1	783 (1, 566) 【2, 349】	40 (80) 【120】	700	1, 523 (2, 346) 【3, 169】
要介護 2	925 (1, 850) 【2, 775】			1, 665 (2, 630) 【3, 595】
要介護 3	1, 072 (2, 144) 【3, 216】			1, 812 (2, 924) 【4, 036】
要介護 4	1, 220 (2, 440) 【3, 660】			1, 960 (3, 220) 【4, 480】
要介護 5	1, 365 (2, 730) 【4, 095】			2, 105 (3, 510) 【4, 915】

※施設区分：地域密着型

※職員欠損減算：なし

第1号通所事業（要支援） 月額

() 2割負担料金 【 】 3割負担料金

単位：円

要介護度	基本料金		食事代
要支援 1 総合事業 対象者	1, 798 (3, 596) 【5, 394】		700×食事回数
要支援 2	3, 621 (7, 242) 【10, 863】		

※所定単位数に介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として 9.0% が加算されます。※所定単位数に科学的介護推進体制加算として 40 (80) 【120】 単位/月 が加算されます。

★ レクリエーション・クラブ活動：材料代や外出先でかかった費用等の実費をいただきます。

★ くもん学習療法：教材費一部負担 1, 100円/月

4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護及び第1号通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料（キャンセル料）として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者に体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - ・利用予定日の前日までに申し出があった場合： 無料
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合： 当日の利用料金の10%
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

5 運営推進会議について

- (1) 地域に開かれたサービスとして、定期的に開催し、サービスの質の確保を図ることを目的としています。
- (2) 参加者は、利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、佐野市役所職員又は地域包括支援センター職員等とします。

6 緊急時等における対応方法

- (1) 利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故発生時における職員の対応方法を定めた事故発生マニュアルを作成し、職員に徹底します。

7 苦情の受付について

- (1) 当事業者お客様相談・苦情担当
当事業者における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
電話 0283-20-1331 担当 小林 美代子

- (2) その他
当事業者以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

佐野市市役所 介護保険課	住所 電話 受付時間	佐野市高砂町1番地 0283-24-5111 午前9時 ～ 午後4時
栃木県社会福祉協議会	住所 電話 受付時間	宇都宮市若草1-10-6 028-622-0524 (代) 午前9時 ～ 午後4時
栃木国民健康保険団体連合会	住所 電話 受付時間	宇都宮市本町12-11 栃木会館内 028-622-0524 午前9時 ～ 午後4時

8 非常災害対策

- (1) 事業所の消防計画に基づき訓練計画を立てて、非常災害に備えるため定期的に避難、誘導、救出その他の訓練を行います。

9 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為の次の措置を講じます。

- (1) 当事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 当事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 当事業所の利用中に、サービス従業者または家族（同居者、親族含む）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

10 感染症対策

介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保ち、常に衛生管理に留意します。

当事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ちます。

11 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施を行います。

12 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 従業員からの利用者様、ご家族に対するハラスメントや利用者様、ご家族からの従業員に対するカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントには管理者が迅速かつ適正厳正な対応を行います。

13 身体拘束について

当事業所は、原則として契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、契約者本人または他の利用者様の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、契約者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくするための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、契約者本人または他の利用者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。
- (3) 一時性…契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、契約者に対する地域通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な策を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

年 月 日

地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 (事業所番号0970401030佐野市)

〈事業者名〉社会福祉法人 常盤福社会

〈住 所〉栃木県佐野市堀米町 1336-1

〈代表者名〉理事長 廣澤 英次

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供開始に同意しました。

契 約 者

〈住 所〉

〈氏 名〉

代 理 人

〈住 所〉

〈氏 名〉